

仙台市路面下空洞調査業務

募集要項

平成29年11月

仙台市

仙台市路面下空洞調査業務募集要項

目次

1. 業務目的	P 1
2. 業務概要	P 1
3. 応募条件	P 1
4. 応募に関する留意事項	P 2
5. 事業者選定の流れ	P 2
6. 事業全体スケジュール及び提出書類	P 3
7. 技術提案書作成要領	P 5
8. 技術提案書の評価及び評価結果の通知	P 6
9. 契約に関する事項	P 7

1. 業務目的

本業務は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 42 条及び道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号)第 35 条の 2 に基づき、路面下における空洞調査を実施するものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

路面下空洞調査業務委託

(2) 業務内容

工 種	規 格	単 位	数 量
1 次調査 (路面探査車)	車道・昼間	km	50
計画準備		式	1
現地踏査		km	50
1 次調査解析	車道	km	50
報告書作成		式	1
打合せ	中間 1 回	式	1

(3) 業務箇所

別紙調査路線位置図のとおり

(4) 履行期限

平成 30 年 3 月 30 日まで

(5) 仕様書

仕様書の案については別添のとおりとする。なお契約時には、プロポーザルにより選定された受託者の技術提案書を基に協議を行い、速やかに作成することとする。

(6) 事業費限度額

金 9,172,440 円 (消費税及び地方消費税含む)

3. 応募条件

次の要件を全て満たすことを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 本手続を実施する年度の仙台市競争入札参加資格者名簿における建設コンサルタント道路部門、建設コンサルタント土質部門又は地質調査に登録されている者であること
- (3) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱 (昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁) 第 2 条第 1 項に規定する指名停止 (以下「指名停止」という。) を受けていない者であること
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) により更生裁判所に更生事件が係属している株式会社でない者であること
- (5) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) により再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものでない者であること
- (6) 仙台市税 (市内に本店、支店又は営業所を有しない場合を除く。) 並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- (7) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱 (平成 20 年 10 月 31 日市長決裁) 別表に掲げる措置要件に該当しない者であること

4. 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとし、本市が応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

なお、提出書類の返却は行わない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている設計、施工方法、材料等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、提出書類に関する参考資料の提出を後日求める場合がある。

(7) 虚偽の記載の禁止

参加表明書及び技術提案書への虚偽の記載は禁止とし、記載した参加表明書及び技術提案書は無効とする。

(8) 関係者との接触の禁止

本要項に関する問合せは、事務局に行うこと。また、公募に関する質問や書類の提出などを除き、別に定めるプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員及び本事業に従事する市職員との本件申請に関連する接触を禁止する。

なお、接触の事実が認められた場合、失格となる場合がある。

5. 事業者選定の流れ

(1) 「3. 応募条件」に定める要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募条件等を確認し、条件を満たした応募者について評価を行い、最大5者に対し技術提案書の提出を文書で要請する。

なお評価の結果、差異が認められない場合は、5者以上に対し要請を行うことがある。

(2) 最優秀提案の選定

応募者による提案説明（プレゼンテーション）を実施した上で、審査委員会が提案内容を評価し、評価の結果、総合得点について、一定の水準を超えかつ最も大きい評価を得た最優秀提案1者と次点の評価を得た優秀提案1者を選定する。

(3) 詳細協議

最優秀提案者は優先交渉権者となり、契約締結までの諸条件等について、本市と詳細協議を行う。

(4) 事業者の選定

優先交渉権者は、詳細協議成立後、本市と契約を締結し事業者となる。優先交渉権者と協議が

整わない場合、本市は優秀提案者と詳細協議を行い、協議成立後優秀提案者と契約を締結する。
 なお、契約までの費用については、優先交渉権者、優秀提案者各々の負担とする。

(5) 事務局

本事業の提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

所在地：仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

ホームページ：<http://www.city.sendai.jp/>

担当窓口：仙台市建設局道路部道路保全課保全計画係

電話：022-214-8415

FAX：022-227-2614

電子メール：ken010165@city.sendai.jp

6. 事業全体スケジュール及び提出書類

(1) 本事業は、次の日程で行う。

番号	項目	日程
①	募集要項の配布（ホームページで公開）	平成29年11月7日～
②	募集要項に関する質問受付	平成29年11月7日～11月9日
③	募集要項に関する質問の回答	平成29年11月10日
④	参加表明書受付	平成29年11月13日～
⑤	参加表明書受付〆切	平成29年11月15日
⑥	技術提案書提出者の選定（第1次審査結果）通知	平成29年11月20日
⑦	技術提案書提出者に対する説明，提出要請	平成29年11月20日
⑧	技術提案書受付	平成29年11月21日～
⑨	技術提案書受付〆切	平成29年11月29日
⑩	プロポーザル審査委員会，プレゼンテーション	平成29年12月8日
⑪	技術提案書の特定（第2次審査結果）通知	平成29年12月11日
⑫	受託者との詳細協議	平成29年12月12日～12月18日
⑬	契約締結	平成29年12月19日
⑭	業務着手	平成29年12月20日
⑮	業務完了	平成30年3月30日

(2) 募集要項の公表

① 募集要項の配布

募集要項は、本市のホームページにて公表する。

② 募集要項に対する質問受付・質問回答

募集要項及び資料に関する質問の受付及び回答は、次により行う。

(ア) 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚提出（送信）する。

なお、電子メール送信の際は、件名を「仙台市路面下空洞調査業務質問書」と記載することとし、メール送信後、電話で事務局にメールの着信を確認すること。

(イ) 受付期間

平成29年11月7日(火) 午前9時 ~ 11月9日(木) 午後5時まで(必着)

(ウ)質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、平成29年11月10日(金) 午後1時にホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本要項と一体のものとし、同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類(以下「参加表明書」という。)を持参する。

① 受付期間

平成29年11月13日(月)~ 11月15日(水)

受付時間は、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

② 受付場所

仙台市建設局道路部道路保全課(仙台市役所本庁舎6階)

③ 参加表明時の提出書類

次の提出書類を3部(正1部、副2部)提出すること。

(ア)参加表明書(様式第2号)

(イ)納税証明書

最新決算年度の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

なお、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(ウ)市税等の滞納がないことの証明書

仙台市税(市内に本店、支店又は営業所を有しない場合を除く)並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書を提出すること。

(エ)会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じて提出する。

①設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数(様式第3号の1)

②企業状況表(様式第3号の2)

③有資格技術職員内訳表(様式第3号の3)

④路面下空洞調査業務実績(H24~H28の5カ年に完了した業務)(様式第3号の4)

⑤その他、本事業について、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。

なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

(オ)暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書(様式第4号の1)及び役員等氏名一覧表(様式第4号の2)

(カ)配置予定技術者の資格要件及び業務実績(管理技術者:様式第5号の1, 担当技術者:様式第5号の2, 照査技術者:様式第5号の3)

(キ)各資格者免許証の写し

各配置予定技術者の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(4) 参加表明書の評価

参加表明した者の応募条件等を確認し、条件を満たした応募者について下表に基づき評価を行い、最大5者に対し技術提案書の提出を文書で要請する。

なお、評価の結果、差異が認められない場合は、5者以上に対し要請を行うことがある。

番号	評価対象	評価項目
①	会社の業務実績	同種業務の実績
		同種業務での表彰歴
②	営業拠点	本店・支店・営業所の所在
③	配置予定管理技術者の資格要件及び業務実績	技術者資格
		同種業務の実績
④	配置予定担当技術者の資格要件及び業務実績	技術者資格
		同種業務の実績
⑤	配置予定照査技術者の資格要件及び業務実績	技術者資格
		同種業務の実績

(5) 参加資格確認結果及び技術提案要請書の通知

参加資格の結果は、文書（電子メール）で本市から応募者に通知する。なお、技術提案書の提出者として資格が確認された者については、次のとおり技術提案要請書を郵送する。

ア 通知日 平成29年11月20日（月）

イ 郵送日 平成29年11月20日（月）発送

(6) 技術提案書の提出

技術提案要請書を通知された応募者は、本市が提供する配布資料をもとに「7. 技術提案書作成要領」に従い、技術提案書を作成し、事務局へ持参する。

ア 受付期間 平成29年11月21日（火）～ 11月29日（水）

受付時間 開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

イ 提出書類

「7. 技術提案書作成要領」によるものとする。

(7) 参加を辞退する場合

技術提案要請書を交付された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、技術提案書受付の締切日の前日までに技術提案辞退届（様式第6号）を1部、事務局に持参又は郵送により提出すること。

7. 技術提案書作成要領

(1) 一般的事項

① 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、すべてを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一すること。

② 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。

③ 技術提案書提出届（様式第7号）により提出書類の構成を示した上で、各提出書類に提出書類表紙をそれぞれ付し、A4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。

なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込むこと。

- ④ 提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを9部（正1部、副8部）提出すること。
- (2) 技術提案書提出届（様式第7号）
- (3) 事業費提案書（様式第8号）
- (4) 業務実施方針に関する提案書（様式第9号）
- (5) 技術提案内容に関する提案書（様式第10号）
- (6) 法令遵守の取組体制報告書（様式第11号）
法令遵守（コンプライアンス）の取組に関する考え方について、提出すること。
- (7) 個人情報管理体制報告書（様式第12号）
応募者が講じる個人情報管理に関する安全対策について、提出すること。
- (8) 独自提案に関する提案書（様式第13号）
本事業において、事業者が独自に提案できる内容を記載すること。また、本市にとって有益になるという視点から工夫している点があれば記載すること。

8. 技術提案書の評価及び評価結果の通知

(1) 評価

提出された技術提案書について、審査委員会が下表に基づき評価を行い、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

番号	評価対象	評価項目	判断基準・評価基準
①	業務実施方針	業務内容の理解度	業務の目的、内容の理解度、実施方針の確立性
		業務工程の計画性・妥当性	業務内容と工程、人員配置の整合性、履行期限内での完成見込みの余裕度
		業務に対する取組み姿勢	業務に対する意欲、成果による地域貢献への姿勢
②	技術提案内容	業務に対する技術力	調査・解析に関する技術水準、空洞の見落とし防止対策の考え方
		作業条件の理解度	作業上クリアすべき条件の把握、本市道路の特性・課題の整理
		成果の照査水準	調査・解析の成果に対する照査方法とその精度
		創意工夫	既存技術の応用や新技術の活用、成果の活用しやすさに対する工夫
③	プレゼンテーション	プレゼンテーションの評価	要点説明の的確性と分かりやすさ、質問に対する回答力
④	参加表明書の評価	参加表明書の評価点×10%	参加表明書の評価
⑤	業務価格	業務価格の評価	設定金額に対する見積額

(2) 評価の流れ

技術提案の評価にあたっては、以下の要領で行う。

- ① 応募者からの技術提案書及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を評価する。

② 評価の結果，総合得点について，一定の水準を超えかつ最も大きい提案をした応募者を最優秀提案者とし，契約に向けての優先交渉権者とする。また，次点を優秀提案者とし，次選交渉権者とする。

③ プレゼンテーションの際，応募者は必要に応じて本市が用意したパソコン，プロジェクター，スクリーンを使用することが出来る。その際は，プレゼンテーション資料を平成29年12月6日までに提出すること。

(3) 評価結果の通知

① 評価結果は，応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

② 評価結果に対する異議を申し立てることはできない。

③ 評価結果は本市のホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は，失格とする。

① 本市より参加資格があると認められた者であっても，技術提案書提出時点から評価結果通知までの期間に，「3. 応募条件」の各号のいずれかを満たさないこととなった場合

② 提出期限を過ぎて技術提案書が提出された場合

③ 技術提案書に虚偽の記載があった場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 本要項に違反すると認められる場合

9. 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は，詳細協議の結果，双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。

(2) 応募条件を満たさなくなった場合の取り扱い

最優秀及び優秀提案者の選出後，契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなった時は，契約締結を行わない。この取り扱いにより，最優秀又は優秀提案者に損害が発生しても，本市は賠償する責を負わない。

① 「3. 応募条件」の各号のいずれかを満たさないこととなったとき。

② 参加表明書及び技術提案書への虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④ 本要項に違反すると認められる場合